

香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第42号

香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則の一部を改正する規則

香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則（平成18年香川県規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件等（第3条—第12条）</p> <p>第3章 幼保連携型認定こども園の認可手続等（第13条—第15条）</p> <p>第4章 教育保育概要等（第16条—第19条）</p> <p>附則</p> <p>（認定の申請）</p> <p>第11条 略</p> <p>（廃止の届出）</p> <p>第12条 認定こども園の設置者は、認定こども園を廃止しようとするときは、廃止しようとする日から起算して3月前までに、認定こども園廃止届出書（第2号様式）により知事に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（設置等の届出）</p> <p>第13条 法第16条の規定による設置の届出は、幼保連携型認定こども園設置届出書（第3号様式）により行わなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件等（第3条—第13条）</p> <p>第3章 幼保連携型認定こども園の認可手続等（第14条—第16条）</p> <p>第4章 教育保育概要等（第17条—第20条）</p> <p>附則</p> <p>（認定の申請）</p> <p>第11条 略</p> <p><u>（認定の有効期間及び期間の更新）</u></p> <p>第12条 法第5条第1項に規定する有効期間は、認定こども園の認定の日から起算して4年を経過する日の属する年度の末日までとする。</p> <p>2 法第5条第2項の規定による申請は、認定こども園認定有効期間更新申請書（第2号様式）により行わなければならない。</p> <p>（廃止の届出）</p> <p>第13条 認定こども園の設置者は、認定こども園を廃止しようとするときは、廃止しようとする日から起算して3月前までに、認定こども園廃止届出書（第3号様式）により知事に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（設置等の届出）</p> <p>第14条 法第16条の規定による設置の届出は、幼保連携型認定こども園設置届出書（第4号様式）により行わなければならない。</p>

- 2 法第16条の規定による廃止又は休止の届出は、幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出書（第4号様式）により行わなければならない。
- 3 法第16条の規定による設置者の変更の届出は、幼保連携型認定こども園設置者変更届出書（第5号様式）により行わなければならない。

（認可の申請）

第14条 法第17条第1項の規定による設置の認可の申請は、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（第6号様式）により行わなければならない。

- 2 法第17条第1項の規定による廃止又は休止の認可の申請は、幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（第7号様式）により行わなければならない。
- 3 法第17条第1項の規定による設置者の変更の認可の申請は、幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書（第8号様式）により行わなければならない。

（身分を示す証明書）

第15条 法第19条第2項の証明書は、第9号様式によるものとする。

（教育保育概要）

第16条 略

（変更の届出）

第17条 法第29条第1項の規定による変更の届出（幼保連携型認定こども園にあつては、省令第15条第2項の規定による変更の届出を含む。）は、変更しようとする日から起算して30日前までに、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園にあつては認定こども園変更届出書（第10号様式）により、幼保連携型認定こども園にあつては幼保連携型認定こども園変更届出書（第11号様式）により行わなければならない。

（軽微な変更）

第18条 略

（運営状況の報告）

第19条 法第30条第1項の規定による報告は、認定こども園運営状況報告書（第12号様式）により行わなければならない。

- 2 法第16条の規定による廃止又は休止の届出は、幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出書（第5号様式）により行わなければならない。
- 3 法第16条の規定による設置者の変更の届出は、幼保連携型認定こども園設置者変更届出書（第6号様式）により行わなければならない。

（認可の申請）

第15条 法第17条第1項の規定による設置の認可の申請は、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（第7号様式）により行わなければならない。

- 2 法第17条第1項の規定による廃止又は休止の認可の申請は、幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（第8号様式）により行わなければならない。
- 3 法第17条第1項の規定による設置者の変更の認可の申請は、幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書（第9号様式）により行わなければならない。

（身分を示す証明書）

第16条 法第19条第2項の証明書は、第10号様式によるものとする。

（教育保育概要）

第17条 略

（変更の届出）

第18条 法第29条第1項の規定による変更の届出（幼保連携型認定こども園にあつては、省令第15条第2項の規定による変更の届出を含む。）は、変更しようとする日から起算して30日前までに、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園にあつては認定こども園変更届出書（第11号様式）により、幼保連携型認定こども園にあつては幼保連携型認定こども園変更届出書（第12号様式）により行わなければならない。

（軽微な変更）

第19条 略

（運営状況の報告）

第20条 法第30条第1項の規定による報告は、認定こども園運営状況報告書（第13号様式）により行わなければならない。

2・3 略

第1号様式（第11条関係）

略

第2号様式（第12条関係）

略

2・3 略

第1号様式（第11条関係）

略

第2号様式（第12条関係）

（日本工業規格A列4番）

認定こども園認定有効期間更新申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

④

（法人又は団体にあつては、主たる
事務所の所在地並びに名称及び代表
者の氏名）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条第2項の規定により、次の認定こども園に係る認定の有効期間の更新を申請します。

施設の名称 及び所在地	名 称	
	所 在 地	
認定こども園の名称		

備考

- 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 2 知事が別に定める書類を添付してください。

第3号様式（第13条関係）

略

第3号様式 (第13条関係)
略

第4号様式 (第13条関係)
略

第5号様式 (第13条関係)
略

第6号様式 (第14条関係)
略

第7号様式 (第14条関係)
略

第8号様式 (第14条関係)
略

第9号様式 (第15条関係)
略

第10号様式 (第17条関係)
略

第11号様式 (第17条関係)
略

第12号様式 (第19条関係)
略

第4号様式 (第14条関係)
略

第5号様式 (第14条関係)
略

第6号様式 (第14条関係)
略

第7号様式 (第15条関係)
略

第8号様式 (第15条関係)
略

第9号様式 (第15条関係)
略

第10号様式 (第16条関係)
略

第11号様式 (第18条関係)
略

第12号様式 (第18条関係)
略

第13号様式 (第20条関係)
略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。